

2020年3月30日

受益者の皆さまへ

りそなアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2858号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

**「りそな・リスクコントロールファンド2020-02（愛称：みつぼしフライト2020-02）」
繰上償還決定のご案内**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「りそな・リスクコントロールファンド2020-02（愛称：みつぼしフライト2020-02）」は、2020年3月30日、繰上償還条件に該当いたしましたので、信託約款の規定に基づき、繰上償還をさせていただくこととなりましたので下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 繰上償還を行うファンド(以下、「当ファンド」)および取扱販売会社

ファンド名称：りそな・リスクコントロールファンド 2020-02
（愛称：みつぼしフライト 2020-02）
取扱販売会社：埼玉りそな銀行、りそな銀行（50音順）

2. 該当する繰上償還条件

基準価額が「確保ライン」まで下落したこと。

2020年3月30日の 基準価額	当ファンドの「確保ライン」 (繰上償還決定の基準値)
9,500円	9,500円

3. 繰上償還の決定に至った基準価額下落の背景

2月下旬以降、「新型コロナウイルス」の世界的な感染者拡大を背景に、株式市場の大幅下落とともに海外金利も大きく上昇するなど、ボラティリティ（市場の変動率）は一時2008年のリーマンショック時と同レベルの水準まで上昇しました。こうした中、当ファンドでは成長性重視資産の投資比率を引き下げ、安定性重視資産の投資比率の引き上げを行ってきたほか、3月中旬以降、キャッシュ等の組入れを実施してまいりましたが、当ファンドの基準価額は「確保ライン」まで下落することとなり、繰上償還をさせていただくこととなりました。

4. 繰上償還・換金申込等スケジュール

当ファンドはお客さまのお手続きなく繰上償還を行いますが、一定の期間、お客さまからの換金のお申込み手続きを受け付けることができます。

なお、繰上償還を決定した翌日以降の信託報酬および保証料は発生しません。

(1) 換金のお申込みを行う場合 - お申込み期限があることにご留意ください。

3月30日に繰上償還の決定をいたしました。償還決定日から4営業日後（決定日を含む）の4月2日までは、りそな銀行、埼玉りそな銀行でご購入いただいた受益者の方は、換金のお申込みが出来ます。換金のお手続き等、詳しくは販売会社までお問い合わせください。

繰上償還決定	換金手続申込期限	換金代金の入金日
3月30日（月）	4月2日（木）15時まで	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目

※換金した場合の基準価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額が適用されます。

※基準価額は、「確保ライン」の9,500円を下回ることはありません。

(2) 繰上償還の場合

4月3日以降、換金申込の受付は出来なくなり、以下のとおり繰上償還の手続きに移行しますが、その際、お客さまのお手続きは必要ありません。

繰上償還決定	償還日 (繰上償還決定日（決定日を含む）から13営業日目)	償還代金の入金日 (繰上償還決定日（決定日を含む）から14営業日目)
3月30日（月）	4月15日（水）	4月16日（木）

※償還価額は、償還日にあたる4月15日(水)に決定されます。

※償還価額は、「確保ライン」の9,500円を下回ることはありません。

今後の証券投資信託の運用について、改めて皆さまのご期待に添えますよう万全を期して努力してまいります所存です。

以上

○ファンドの運用内容に関するお問い合わせ

りそなアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-223351（営業日の9:00~17:00）

○お預かり残高・各種お手続きに関するお問い合わせ

お客さまがご購入いただいた販売会社のお取引店にお問い合わせ下さい。